

日進市企業再投資促進補助金交付要綱

平成27年5月13日

要綱第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市が交付する日進市企業再投資促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に長年立地する製造業等を営む事業者が行う、次世代成長分野等の工場又は研究所(以下「工場等」という。)の新設又は増設の再投資に係る事業に要する経費の一部を補助することにより、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (4) 次世代成長分野等 次に掲げる分野をいう。
 - ア 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)
 - イ 航空宇宙関連分野
 - ウ 環境・新エネルギー関連分野
 - エ 健康長寿関連分野
 - オ 情報通信関連分野
 - カ ロボット関連分野
 - キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の別表に定める東尾張地域の集積業種の分野

ク その他市長が認める分野

(5) 新設 次のいずれかに該当することをいう。

ア 新たに土地(既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。)を取得し、又は賃借(既に取得又は賃借している未利用である土地を含む。)し、工場等を建設すること。

イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得し、若しくは賃借した隣接地(既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。)に新たに工場等を建設すること。

(6) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 自ら所有し、又は賃借する既存の工場等を増築すること。

イ 自ら所有し、又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。

(7) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(8) 中堅企業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24条に規定する企業をいう。

(9) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(10) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

(11) 固定資産取得費用 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産(土地を除く。)の取得に要する費用のうち、次に掲げる条件を満たす費用の合計額をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(12) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による解雇の予告を必要とする者

(13) 操業 第7条に規定する補助事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

(14) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「財務諸表等規則」という。)の規定による連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 工場等を市内において10年以上立地し、かつ、県内において20年以上立地している者のうち次のいずれかに該当するもの

ア 原則として、25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中小企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

イ 原則として、50人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する大企業で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。

ウ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中堅企業者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

エ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中小企業者であって、みなし大企業に該当する者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

オ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中堅企業であって、

みなし大企業に該当する者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

- (2) 愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に採択された者であること。
- (3) 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。ただし、大企業及びみなし大企業に限る。
- (4) 市税の滞納がない者であること。
- (5) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。
- (6) 日進市商工会の会員であること。

(補助の対象とする経費)

第5条 補助の対象とする経費は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用(以下「補助対象経費」という。)とする。ただし、消費税相当額を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助率及び補助金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 第4条第1号アに該当する場合は、補助率は12%以内とし、別表に定めるとおりとする。
 - (2) 第4条第1号イに該当する場合は、補助対象経費の6%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。
 - (3) 第4条第1号ウに該当する場合は、補助対象経費の7%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。
 - (4) 第4条第1号エに該当する場合は、補助対象経費の10%に相当する額以内とし、当該額が6億円を超えるときは、6億円とする。
 - (5) 第4条第1号オに該当する場合は、補助対象経費の6%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。
- 2 前項各号の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。
 - 4 過去にこの要綱による補助の対象となった工場等がある企業グループの事業所の

敷地内に当該企業グループの企業(自社を含む。)が工場等を新設し、又は増設をする場合の当該企業グループ当たりの補助金の額の総額は、10億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則の規定による持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

(補助金事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業認定申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)その他必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設に着手する日の30日前までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは補助事業認定通知書(第3号様式)により、適当でないとき認めるときは補助事業不認定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に当たって特に必要があると認めるときには、当該認定に必要な条件を付することができる。

(届出の義務)

第8条 前条第1項の規定による認定を受けようとする者又は同条第2項の規定により認定の決定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号に定めるときには、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

(1) 工場等の新設又は増設に着手したとき 工場等の新增設等着手届(第5号様式)

(2) 工場等の新設又は増設が完了したとき 工場等の新增設等完了届(第6号様式)

(3) 工場等の操業を開始したとき 工場等の操業開始届(第7号様式)

(認定事業内容の変更等)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 第7条第1項の認定の申請の内容に変更があるとき。

(2) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき。

2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、補助事業認定内容変更等申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業認定内容変更等承認通知書(第9号様式)により当該認定事業者に通知するものとする。

(操業開始の期日)

第10条 認定事業者は、第7条の規定による補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされるまでの間に当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (5) 法令若しくはこの要綱の規定又は第7条第3項の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、補助事業認定取消通知書(第10号様式)により当該認定事業者に通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位承継)

第13条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

(交付の申請等)

第14条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から1年以内(これにより難しい場合にあつては、市長が定める日まで)に補助金交付申請書(第11号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 規則第6条の申請の取下げ期日は補助金の交付の決定の通知を受けた日から30日以内とし、その取下げはその旨を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第10条の実績報告書は、第14条第1項の規定による補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金額の確定通知)

第17条 規則第11条の規定による補助金額の確定の通知は、第14条第2項の規定による補助金交付決定の通知をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金交付決定の通知を受けた認定事業者は、速やかに補助金交付請求書(第13号様式)を提出するものとする。

2 市長は、補助金を3年間に分割して交付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、規則第13条の規定によるもののほか、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第11条第1項第3号から第5号までの規定に該当するとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 認定事業者は、当該工場等が前項各号に該当すると認めるときは、市長にその旨を報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

ただし、当該固定資産が補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したものであるときは、この限りでない。

(報告及び立入検査)

第21条 市長は、特に必要があると認めるときは、認定を受けようとする者又は認定事業者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該工場等への立入調査をさせることができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則(平成30年6月28日要綱第43号)

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、この要綱による改正後の日進市企業再投資促進補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月25日要綱第15号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行による改正後の日進市企業再投資促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助事業認定申請に係る補助金について適用し、同日前の補助事業認定申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月30日要綱第47号)

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則(令和3年3月5日要綱第32号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日要綱第42号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日要綱第25号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象経費	補助金の額
60億円以上のとき	6億円
42億8,571万4,286円以上60億円未満のとき	(補助対象経費×0.05)円+3億円
42億8,571万4,286円未満のとき	(補助対象経費×0.12)円

第1号様式（第7条関係）

補助事業認定申請書

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

日進市企業再投資促進補助事業の認定を受けたいので、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 立地場所

2 事業の様態

3 工事着手予定年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- (3) 固定資産取得費用を証する書類（明細書等）
- (4) 今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料
- (5) 常用雇用者数を説明する資料
- (6) 会社等の概要を説明するパンフレット等
- (7) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (8) 定款又はこれに準ずるもの
- (9) 最近3年間の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの）
- (10) 最近3年間の納税証明書
- (11) 土地及び家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (12) 建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- (13) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

本 社 所 在 地	
会 社 等 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者（職・氏名）	
連 絡 先	

1 会社等の概要

- (1) 資本金 円
- (2) 従業員数 人
- (3) 業種（日本標準産業分類）
- (4) 日進市内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

立 地 場 所	
立 地 年	
常用雇用者数	人 (うち日進市内在住者数 人)

2 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所
- (2) 建築概要等
- ア 敷地面積 m^2
- イ 建築面積 m^2
- ウ 延床面積 m^2
- (3) 土地を除く固定資産取得費用
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)
- (4) 操業時常用雇用者数 人
- (5) 操業等開始時期 年 月 日
- (6) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

- (7) 他の補助金の申請 有・無
※有の場合は、その内容を記入すること。

第3号様式（第7条関係）

補助事業認定通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました日進市企業再投資促進補助事業の認定については、次のとおり認定しましたので、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 認定日
- 2 立地場所
- 3 条件

（備考）

日進市企業再投資促進補助金交付要綱第8条及び第9条に規定する事由が生じたときは、速やかに届出等を行ってください。

第4号様式（第7条関係）

補助事業不認定通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました日進市企業再投資促進補助事業の認定については、次の理由により認定しないことを決定しましたので、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

理由

第5号様式（第8条関係）

工場等の新增設等着手届

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

日進市企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 立地場所

第6号様式（第8条関係）

工場等の新增設等完了届

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

日進市企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 立地場所

第7号様式（第8条関係）

工場等の操業開始届

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

日進市企業再投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 操業開始年月日 年 月 日
- 2 立地場所

第8号様式（第9条関係）

補助事業認定内容変更等申請書

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

年 月 日付けで通知のありました日進市企業再投資促進補助事業の認定内容について、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により変更等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更前

2 変更後

3 変更等の理由

第9号様式（第9条関係）

補助事業認定内容変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、
日進市企業再投資促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により承認します。

第10号様式（第11条関係）

補助事業認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付で申請のありました認定内容の変更等については、
日進市企業再投資促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり取り
消します。

- 1 認定日 年 月 日
- 2 取消金額 金 円
- 3 取消理由

第11号様式（第14条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

日進市長 あて

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

日進市企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 会社等の概要

- (1) 資本金 円
(2) 従業員数 人
(3) 業種（日本標準産業分類）
(4) 日進市内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

立地場所	
立地年	
常用雇用者数	人 (うち日進市内在住者数 人)

3 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所
(2) 建築概要
ア 敷地面積 m^2
イ 建築面積 m^2
ウ 延床面積 m^2
(3) 土地を除く固定資産取得費用
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)
(4) 常用雇用者数 人
(5) 操業等開始時期 年 月 日
(6) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

4 添付書類

- (1) 固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）
- (2) 常用雇用者数を説明する資料
- (3) 認定申請時と変更のある場合、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- (4) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (5) 建築基準法の規定による検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第14条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました日進市企業再投資促進補助金の
交付については、次のとおり決定したので、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第
14条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付年度及び交付額

第13号様式（第18条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

日進市長 宛て

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

年 月 日付けで交付の決定を受けた日進市企業再投資促進補助金
について、日進市企業再投資促進補助金交付要綱第18条第1項の規定により、次の
とおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 補助金の振込先

金融機関名	種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
	普通 当座		

第1号様式(第7条関係)

第2号様式(第7条関係)

第3号様式(第7条関係)

第4号様式(第7条関係)

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

第7号様式(第8条関係)

第8号様式(第9条関係)

第9号様式(第9条関係)

第10号様式(第11条関係)

第11号様式(第14条関係)

第12号様式(第14条関係)

第13号様式(第18条関係)